

都市安全確保促進事業（エリア防災促進事業）

○東日本大震災において、首都圏で約515万人に及ぶ帰宅困難者が発生し大きな混乱が生じたこと等を踏まえ、都市機能が集積した地域における大規模な震災の発生が社会経済に与える影響に鑑み、都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続を図るため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策への支援を実施。
【平成24年度創設】

都市再生緊急整備地域内+主要駅周辺

※平成25年度に下線部分の制度拡充を実施。

都市再生緊急整備協議会又は帰宅困難者対策協議会

【構成員】

- ・国、都道府県、市町村
- ・大規模ビル等所有者
- ・鉄道事業者 等



都市再生安全確保計画 又はエリア防災計画を作成

- ・防災施設等の整備（備蓄倉庫、情報伝達施設、非常用発電設備等）
- ・災害予防対策（避難訓練等）
- ・災害発生時の避難・救助 等

○協議会開催支援

予算支援
補助率1/2

- 計画作成支援
 - ・専門家の派遣 等
- コーディネート活動支援
 - ・勉強会、意識啓発活動
 - ・官民協定の締結

計画に基づく
ソフト・ハード両面の対策

予算支援
補助率1/2

ソフト対策

避難訓練、情報伝達ルール
備蓄ルール確立 等



予算支援
補助率1/3

ハード対策

備蓄倉庫、情報伝達施設
非常用発電設備の整備 等



計画作成及び計画に基づく
ソフト・ハード対策等への支援

国

※都市再生緊急整備地域：都市再生特別措置法に基づき、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として指定された地域（平成25年7月時点で62地域）。

※主要駅周辺：1日あたりの乗降客数が30万人以上の駅周辺。